

輸入米麦の買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格を取得するための申請についてのお知らせ

令和7年12月19日

農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第30条及び第42条の規定に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する輸入を目的とする米穀及び麦の買入れ（以下「輸入米麦の買入れ」という）の委託については、指名競争入札に付した上で、委託契約（以下「輸入米麦の買入委託契約」という。）を締結することにより行うこととし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第1項及び第95条第1項の規定に基づき、当該指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めております。

については、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで実施する輸入米麦の買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を取得するための申請（以下「指名競争入札参加資格審査の申請」という。）を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御理解の上、指名競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、資格を有すると判断された申請者は、指名競争入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）として、契約の種類ごとに有資格者名簿に登録されることとなります。

なお、申請書及び記載方法等の詳細を記した記載要領については、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）において別途配布します。

記

1 契約の種類について

農産局長が食料安定供給特別会計において実施する輸入米麦の買入委託契約の種類は次のとおりです。

- (1) 輸入米穀の買入委託契約
- (2) 輸入麦の買入委託契約

2 指名競争入札参加資格の要件について

農産局長が実施する輸入米穀の買入委託契約については、基準日（令和 8 年 1 月 1 日。以下同じ。）において、契約の種類ごとに、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の要件

- ① 申請者が、米穀の輸出入を業務とすること。
- ② 申請者が、次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
  - ・基準日の前日以前の直近 3 か年平均（以下「年間平均」という。）で年間 7 千トン以上の米穀の輸出入実績（輸出国における米穀の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。以下同じ。）を有すること。
  - ・年間平均で年間 3 千 5 百トン以上の米穀の輸出入実績を有する者（前記に該当する者を除く。）であって、当該実績に係る数量と米穀を除く穀物及び油糧種子等（一般的に本船で輸出入され、植物防疫法に基づく植物検疫の対象となっている品目をいう。以下同じ。）の年間平均の輸出入実績に 20% を乗じて計算した数量との合計が年間平均で年間 7 千トン以上であること。
  - ③ 申請者が、日本において設立された法人であって次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
    - ・自己資本が 10 億円以上であるか、又は金融機関から同額以上の融資が得られるること。
    - ・自己資本が 1 億円以上（前記に該当する場合を除く。）であり、かつ、直近の決算年度の流動比率が 120% 以上であること。
  - ④ 申請者が、米穀の輸出入の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等（申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が 50% 未満である場合は、米穀の輸出入の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。）に各 1 名以上配し、当該業務に従事させていること。
  - ⑤ 申請者（役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、輸出入関係諸法令（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は米穀・麦の流通に関する法令（食糧法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、飼

料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。

⑥ 予決令第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑦ 輸出入関係諸法令、米穀・麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長又は政策統括官から米麦の輸入に係る資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること。

(2) 輸入麦の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の要件

① 申請者が、麦の輸出入を業務とすること。

② 申請者が、次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

・基準日の前日以前の直近 3 か年平均（以下「年間平均」という。）で年間 2 万トン以上の麦の輸出入実績（輸出国における麦の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。以下同じ。）を有すること。

・年間平均で年間 1 万トン以上の麦の輸出入実績を有する者（前記に該当する者を除く。）であって、当該実績に係る数量と麦を除く穀物及び油糧種子等の年間平均の輸出入実績に 20% を乗じて計算した数量との合計が年間平均で年間 2 万トン以上であること。

③ 申請者が、日本において設立された法人であって次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

・自己資本が 10 億円以上であるか、又は金融機関から同額以上の融資が得られること。

・自己資本が 1 億円以上（前記に該当する場合を除く。）であり、かつ、直近の決算年度の流動比率が 120% 以上であること。

④ 申請者が、麦の輸出入の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等（申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が 50% 未満である場合は、麦の輸出入の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。）に各 1 名以上配し、当該業務に従事させていること。

⑤ (1) の⑤の基準を満たすこと。

⑥ (1) の⑥の基準を満たすこと。

⑦ (1) の⑦の基準を満たすこと。

(3) (1) 又は(2) の要件を全て満たしている場合であっても、申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人その他の使用者として使用する者については、特別の事情がある場合を除き、有資格者としません。

3 指名競争入札における指名基準について

輸入米麦の買入委託契約に係る指名競争入札の実施に当たり、農産局長が指名する参加者の基準は、7の有資格者名簿に登録された者のうちから次の指名基準を全て満たしている者とします。

- (1) 2の(1)又は(2)の指名競争入札参加資格要件を欠いていないこと。
- (2) 入札の対象となる米穀又は麦の産地国に海外支店等を設置していること。
- (3) 買入委託契約に基づく措置請求に違反がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている場合においては、更正手続の終結若しくは再生手続の終結が決定していること又は手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止の事実がないこと。
- (5) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）第1により指名停止を受けた場合又は指名競争入札参加資格の停止を受けた場合にあっては、それぞれの停止期間を満了していること。

#### 4 資格審査の申請の受付期間及び受付場所について

- (1) 受付期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月2日（月）まで  
(上記期間中の午前10時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。)  
なお、この期間以外においても、随時申請を受け付けます。
- (2) 受付場所 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 契約第2班  
(別館2階 ドア番号：別211)  
TEL 03(3502)8111（代表）  
内線 米：5018  
麦：5019

#### 5 資格審査の申請に必要な書類について

- 指名競争入札参加資格審査の申請には、次の書類が必要です。
- なお、申請書の様式及び具体的な記入方法については、貿易業務課において別途配布する記載要領に示されていますので、これを熟読の上、作成してください。
- (1) 指名競争入札参加資格審査申請書
  - (2) 営業経歴書
  - (3) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
  - (4) 財務諸表類（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
  - (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3をいう。）
  - (6) 金融機関の融資証明書（10億円以上の融資が得られることを証明する必要がある場合のみ）

- (7) 担当部署の組織図
- (8) 名称等の公表に関する同意書
- (9) その他審査に必要と認める書類

## 6 資格審査の結果通知について

審査の結果、指名競争入札参加資格の有無につき決定し、その旨を書面にて申請者に通知します。

## 7 有資格者名簿について

- (1) 審査の結果、有資格者として決定した申請者を、契約の種類ごとに、貿易業務課において管理する有資格者名簿に登録します。
- (2) 有資格者名簿には、有資格者の商号又は名称、住所及び電話番号が記載され、農林水産省ホームページにおいて公表されます。

## 8 指名競争入札参加資格の有効期間について

指名競争入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

## 9 指名競争入札参加資格の停止又は取消しについて

- (1) 有資格者が、次のいずれかに該当することとなったときは、指名競争入札参加資格の停止又は取消しを行うことがあります。
  - ① 輸出入関係諸法令、米穀又は麦の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合
  - ② 指名停止等措置要領別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合
  - ③ 予決令第70条各号のいずれか又は予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 有資格者が、(1)に該当することにより、指名競争入札参加資格の停止又は取消しとなった場合は、その旨を当該者に通知します。また、その際には、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。

なお、資格の取消しを行った場合は、当該者を有資格者名簿から削除します。

- (3) 有資格者が、指名競争入札参加資格を取り消された場合は、取消しの日から2年間は指名競争入札参加資格の申請を行うことができません。

## 10 指名停止について

指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている期間中の有資格者は、指名競争入札に参加することができません。

また、指名停止等措置要領第7に基づき、指名停止に関する情報を農林水産省ホームページにおいて公表します。

11 秘密の保持について

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項を他に漏らすことはありません。

12 その他

この申請により有資格者となった者は、随意契約にも参加できることとなります。